

学校における麻しん対策

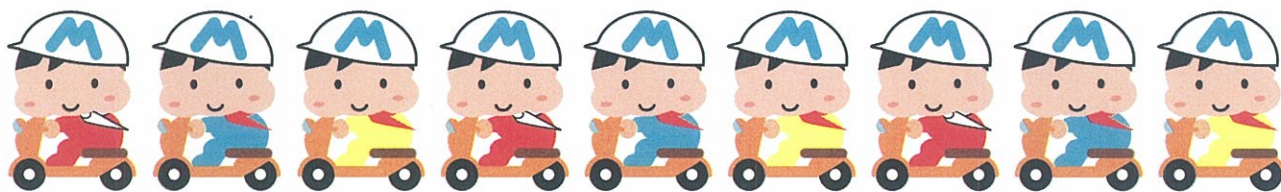
◇◇取組・対応の事例について◇◇

〇〇 内容 〇〇

1. はじめに（麻しん発生状況の経過）
2. 群馬県の麻しん対策について
3. 学校における麻しん対策について（発生時の対応等）
4. 学校での対応事例
5. 参考資料（関係法規、啓発資料等）

平成23年3月

群馬県教育委員会スポーツ健康課



（県教委スポーツ健康課 麻しん風しん定期予防接種応援団）

1 はじめに

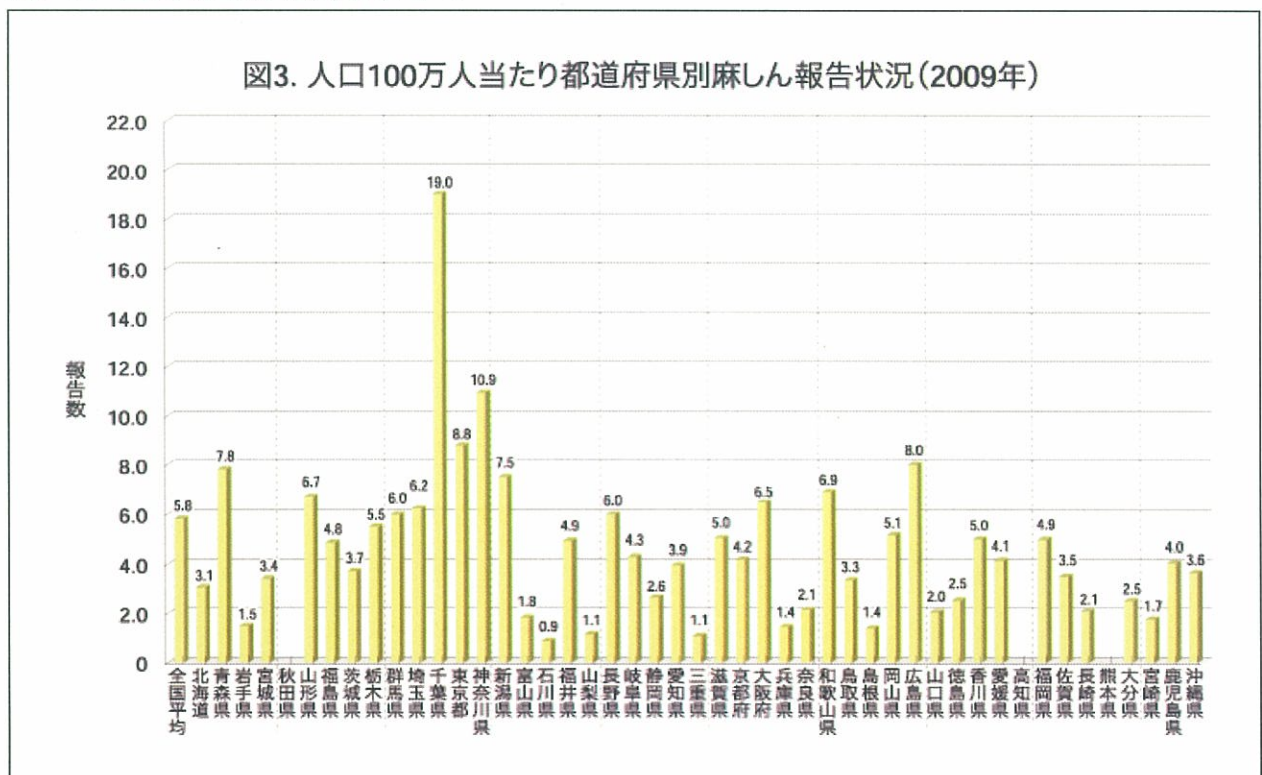
- ◇ 麻しんは、かつて「命定め病」とも呼ばれ、子どもの命を奪う疾患として恐れられていました。医学が進歩した現在でも、発症した場合には死に至る危険性がある疾患です。
- ◇ 平成19年度に高校や大学を中心とする学校等において麻しんが大流行しました。これをきっかけに従来は乳幼児の疾患と考えられがちであった麻しんが学校保健上、重要な課題として位置付けられ、積極的に麻しん対策に取り組む重要性が認識されました。

麻しん発生状況について（経過）

平成19年度から平成22年6月までの間、県内学校（小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校）における発生状況は次のとおりです。

- ・平成19年度：110人
- ・平成20年度：10人
- ・平成21年度：6人
- ・平成22年度：1人（平成22年4月1日～平成23年2月28日）

〔参考〕 国立衛生研究所資料から



2 群馬県の麻しん対策について

1. 対策の経過

- ・平成20年2月18日 群馬県麻しん対策会議設置要綱の制定
- ・平成20年3月3日 第1回麻しん対策会議の開催
- ・平成20年3月25日 群馬県麻しん対策のガイドラインの策定
- ・平成20年12月18日 第2回麻しん対策会議の開催
- ・平成22年1月14日 第1回麻しん対策会議の開催
- ・平成22年7月5日 第1回麻しん対策会議の開催

2. 麻しん対策会議（ガイドラインからの一部抜粋）

〔設置目的〕

本会議は、群馬県における麻しん対策の中核となる組織であり、国が設置する麻しん対策委員会、県内市町村、学校、福祉・医療関係者等と連携して以下の対策を推進する。

- (1) 麻しんについて正しい知識の普及・啓発
- (2) 麻しん患者発生の全数把握
- (3) 麻しん発生時の迅速な対応

〔構成〕

群馬県関係各課、市町村、医師会、感染症の専門家、医療関係者、保護者、学校関係、保健福祉事務所、福祉関係者等により構成される。

〔本会議の業務〕

- (1) 麻しんについて正しい知識の普及・啓発
- (2) 95%以上の予防接種率達成とその維持のための積極的な感受性者対策
- (3) 麻しん患者発生の全数把握
(感染症発生動向調査、群馬県麻しん疑い患者発生状況報告、学校等からの情報提供)
- (4) 麻しん発生時の迅速な対応
(地域において麻しんを疑わせる患者が1人報告された時点から、封じ込めもしくは流行の阻止に向けた対策を開始または支援する 等)
- (5) 麻しん排除に向けた活動計画の策定

〔予防接種における教育関係機関との連携〕

定期接種及び定期接種対象外の者で、未罹患・未接種の者に対して推奨する。任意接種にあたっては、学校の協力が不可欠である。本会議は、教育関係機関と協力して、各学校の取り組みとその改善に向けての具体的な支援を行う。

3. 群馬県麻しん対策会議に含まれる関係各機関の役割

平常時の対応

(一部省略)

1. 県医師会
2. 郡市医師会
3. 県健康福祉課
4. 県薬務課
5. 県保健予防課
6. 県子育て支援課 (略)

7. 県教育委員会スポーツ健康課

- (1) 学校等の設置者及び学校が把握する、幼児、児童、生徒の予防接種実施状況に関する情報を集めて群馬県麻しん対策会議に提供する。
- (2) 学校保健安全法に基づく学校の休校、学級閉鎖の数を把握し、群馬県麻しん対策会議に情報として提供する。
- (3) 国からの情報を関係機関に提供する。
- (4) 所管する公立学校、市町村教育委員会に対して麻しんの正しい知識の普及を図
- (5) 所管する公立学校、市町村教育委員会に対して麻しんワクチンのテイク接種率の向上についての啓発を図る。
- (6) 所管する公立学校、市町村教育委員会に対して学校職員の定期健康診断の際に予防接種の推奨を行うよう依頼する。
- (7) 発生情報の共有により早期介入が可能なシステムを構築するために関係機関と連携して調整をする。

8. 県学事法制課 9. 各種施設等主管課 10. 保健福祉事務所 11. 衛生環境研究所及び感染制御センター 12. 市町村 (略)

13. 学校等

- (1) 上記学校等とは、①学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校等 ②保育所(園)を指す。
- (2) 学校等の長は児童、生徒、学生の入学、園児の入所(園)または転入の健康調査において麻しん既往歴都麻しんワクチン接種歴を確認する。
- (3) 学校等の長は(2)の情報を群馬県麻しん対策会議と共有することの意義を説明して、保護者から承諾を得る。
- (4) 学校等の長は市町村教育委員会等に(大学等は該当の保健福祉事務所に)健康調査の結果(予防接種実施状況)を情報として提供する。
- (5) 第3期と第4期の定期予防接種を積極的に勧奨する。
- (6) 学校等の長は麻しん未罹患・麻しんワクチン未接種者とその家族(麻しん未罹患・麻しんワクチン未接種)を対象としてワクチン接種を積極的に勧奨
- (7) 学校等の長は上記の指導後の結果について確認し、子育て支援課、市町村及び県教育委員会、学事法制課、大学等は保健福祉事務所にそれぞれ報告する。
- (8) 学校等の長は、予防接種を受ける対象者の保護者に対し、事前に予防接種に必要性和副反応の情報提供を十分に行う。このことを前提として、学校での集団接種が実施される場合は、保護者の同伴要件の緩和が行われる。
- (9) 市町村教育委員会は保健福祉事務所に健康調査の結果を情報提供する。
- (10) 学校等の長は特定職種従事者(学校等の職員)に対して以下の対応をする。
 - ① すでに採用されている職員
全員を対象として抗体検査を受けることを推奨し、抗体価が低い者にはワクチンを勧奨する。
 - ② 新規採用の職員
 - (ア) 採用前の健康診断の際に麻しん既往症と麻しんワクチン接種の有無を確認する。
 - (イ) 麻しんの既往のない新規採用者に対して、就業前にワクチン接種を積極的に勧奨する。
 - ③ 調査結果を関係機関へ情報として提供
 - (ア) 麻しんワクチン接種歴・麻しん既往歴の調査結果を教育委員会等に情報として提供する。大学等は保健福祉事務所に調査結果を情報として提供する。
 - (イ) 教育委員会等は保健福祉事務所へ調査結果を提供する。

14. 医療提供施設 15. 社会福祉施設 (略)

発生時の対応（学校・施設等）

麻しんと診断された園児、児童、生徒、学生、職員が1人でも発生したら、すぐ対応を開始する。具体的な内容については次を参考とする。

- ・「麻しん排除に向けた積極的疫学調査ガイドライン」
（第二版：平成20年1月31日策定）
- ・「保育所・幼稚園・学校等における麻しん患者発生時の対応ガイドライン」
（第二版：平成20年1月18日改定）
- ・医療機関での麻疹対応ガイドライン」（第二版：平成20年1月23日）

1. 発症者の調査等

(1) 患者の同意

医師は麻しんおよび麻しんの疑いがある者（保護者）に対して、公衆衛生的調査の重要性について説明し、調査に応じる同意を得る。

(2) 患者に関する報告

医師は、患者等について次のものを報告する。

ア「麻しん発生届（感染症発生動向調査：NESID）：保健福祉事務所へ

※届出基準に合致した症例の届出

イ「群馬県麻しん疑い患者発生状況報告（全数把握調査）」：郡市医師会へ

※感染症発生動向調査の届出基準にすべて合致した「患者」および合致しないが臨床現場で「疑い」と診断された場合は地域での感染拡大防止のための情報を提供する。

(3) 郡市医師会及び保健福祉事務所

患者の発生に伴い情報を共有し、関係機関と連携しながら患者の家族及び所属する学校等感染における感染症拡大防止対策を実施する。患者発生規模、居住、通学、通勤、旅行等で他地域にまたがる場合には、県医師会、県保健予防課、教育委員会および市町村等、関係機関で協力の上対応する。

2. 発症者が所属する学校等

- (1) 学校等の長と養護教諭、園医または校医、保健福祉事務所が協力して対応する。
- (2) 当該の学校等の園児、児童、生徒とその保護者を対象として情報提供・啓発活動を実施する。
- (3) 市町村教育委員会は地域内の他の教育施設への情報提供を行う。
- (4) 保健福祉事務所は感染制御センターに技術的支援を求めることができる。

3. 濃厚接触者の特定と発生予防策の検討

- (1) 学校等の長と養護教諭、園医または校医、保健福祉事務所は協力して濃厚接触者の範囲を明らかにする。（クラス、クラブ活動、寮等）
- (2) 濃厚接触者には速やかに校医またはかかりつけ医等に受診するよう指導する。

4. 未罹患・未接種者の特定とワクチン勧奨

- (1) 学校等の長と養護教諭、園医または校医、保健福祉事務所は協力して学校内等における麻しん未罹患・ワクチン未接種者を特定し、ワクチンの接種を積極的に勧奨する。
- (2) ワクチン接種勧奨方法は以下のいずれかを選択する。
 - ① ワクチン接種に関するリーフレットを配布する。
 - ② ワクチン接種に関するリーフレットを配布するとともに、ワクチン接種が可能な医療機関のリストを配布する。
 - ③ ワクチン接種に協力的な医療機関を指定し、園医・学校医等を第1選択として、生徒等に対してワクチン接種を勧奨する。
 - ④ 園医・学校医を第1選択として、ワクチン接種を学内で行う。

5. 園児、児童、生徒、学生等への対応

(学校等の長と養護教諭、園医または校医、保健福祉事務所が協力して行う。)

- (1) 毎朝の検温を園児、児童、生徒、学生全員に義務付け、37.5℃以上の発熱があるときは登校を控えるよう指導する。
- (2) 発熱があった園児、児童、生徒、学生等に対して、速やかに医療機関を受診することを勧奨する。
- (3) 医療機関受診の際は、必ず受診する医療機関に事前に電話連絡し、園内・学内で麻しんが発生したことを伝え、受診の際の注意事項を聴いてから受診することを指導する。
- (4) 麻しんワクチン未接種者・麻しん未罹患患者への麻しんワクチン接種の機会を設ける。
- (5) (1)~(3)の対応は、園内・校内における最後の麻しん患者が登園・登校していた日から少なくとも2週間継続する。

*注：ワクチン接種を実施する場合は、緊急接種の必要性、接種により予想される効果と副反応について、園医・校医・嘱託医・接種医等から、十分に説明した上で、保護者から同意を得て実施する。

6. 学校等の職員への対応

- (1) 職員に毎朝検温を勧奨し、37.5℃以上の発熱があるときは出勤を控えるよう指導する。
- (2) 発熱があった職員に対して、速やかに医療機関を受診することを勧奨する。
- (3) 医療機関受診の際は、必ず受診する医療機関に事前に電話連絡し、園内・学内で麻しんが発生したことを伝え、受診の際の注意事項を聴いてから受診することを指導する。
- (4) 麻しんワクチン未接種者・麻しん未罹患患者（職員及びその家族）への麻しんワクチン接種を推奨する。

- (5) 麻しんワクチン未接種者・麻しん未罹患者への麻しんワクチン接種の機会を提供する。
- (6) (1)~(3)の対応は、園内・校内における最後の麻しん患者が登園・登校・出勤していた日から少なくとも2週間継続する。

*注：ワクチン接種を実施する場合は、緊急接種の必要性、接種により予想される効果と副反応について、園医・校医・嘱託医・接種医等から、十分に説明した上で、保護者から同意を得て実施する。

7. 学校行事、学校以外の行事の延期や自粛等

- (1) 必要に応じて、学年行事・全校（園・所）行事等の延期を検討する。
- (2) 学校以外の塾通いやスポーツクラブ等への参加の自粛を指導する。
- (3) 海外への修学旅行等についても延期を検討するなど特に注意を払う。

8. 医療機関への協力依頼と情報提供

保健福祉事務所は、麻しん患者が確認された地域の医療機関に対して、麻しん患者対応にかかわる助言を行う。

9. 調査・助言の依頼

麻しん患者の調査は保健福祉事務所が行う。保健福祉事務所は、衛生環境研修所、感染制御センター、県保健予防課、各郡市医師会の感染症担当者と連携して情報を共有し、積極的に助言を求める。

10. 群馬県麻しん対策会議に参加する県庁各課との連携

- (1) 健康福祉課：必要に応じて関係機関との連携調整
- (2) 保健予防課：必要に応じて臨時の対策会議等の開催
- (3) 薬務課：ワクチンの在庫確認、ワクチン業者との調整、ワクチン接種の適用
- (4) 各施設主管課：クラブ活動などにおける他校との交流戦、大会、修学旅行および学校行事等の情報提供。患者発生者の居住地や兄弟姉妹関係等の感染拡大防止に必要な情報の提供。

11. 終息宣言

- (1) 麻しんの潜伏期間は約10～12日で、麻しんと確定診断されるまでには更に数日間を要することを考慮して、「最後の麻しん患者と、園児、児童、生徒、職員との最終接触日から、4週間新たな麻しん患者が見られていない」ときに麻しん集団発生の流行の終息を考慮する。
- (2) 園医・校医・嘱託医・保健福祉事務所等の専門家と相談の上、流行の終息時期を決定する。

3 学校における麻しん対策について

学校は子どもたちが集団生活を営む場であり、感染症が発生した場合は教育活動上、大きな影響を及ぼすため、その予防とまん延等の防止を図ることが重要です。

特に、麻しん等について十分な抗体を持たない子どもたちが多い場合には、ひとたび患者が発生すると集団発生となる例が見られます。

学校等では、日頃から、麻しんに関する正しい知識の周知に努め、麻しん患者が発生した場合には、速やかにまん延防止対策を講じ、感染を最小限に留めることが重要です。

《参考》

学校における麻しんの流行を防ぐためには、麻しんの発症が疑われる児童生徒・職員が1名でも発生したらすぐ対応を開始することが重要である。遅れば遅れるほど流行が拡大し、その対応に一層のエネルギーを要する。次に示す対応については、終息宣言までの間（厳重監視期間）は継続する必要がある。

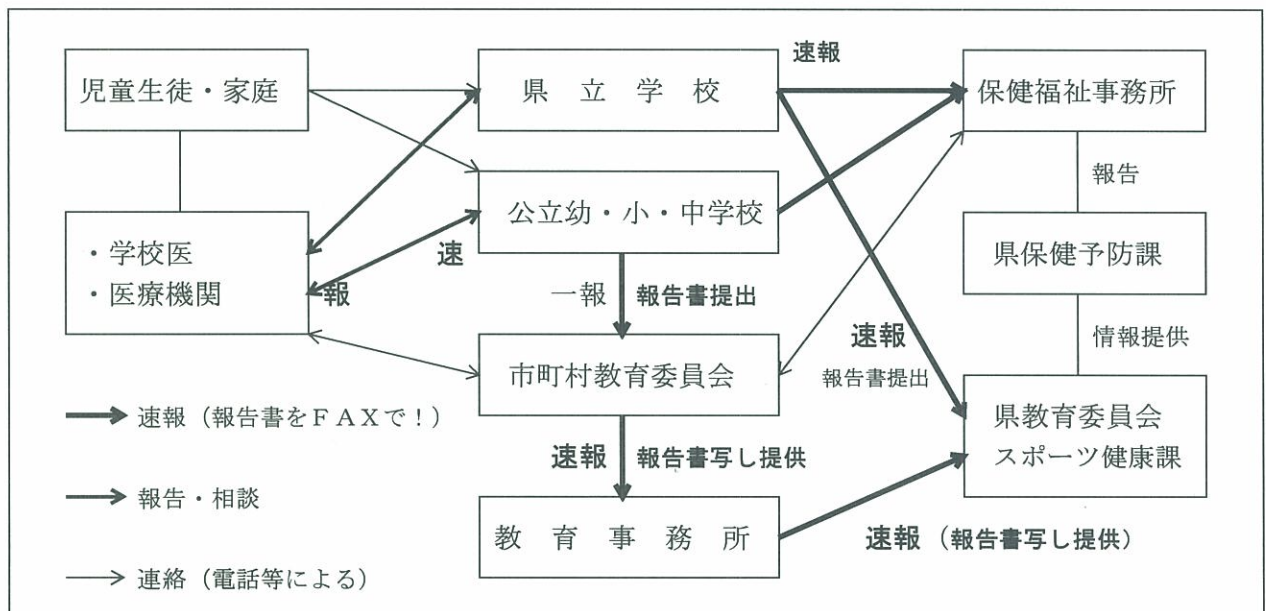
また、麻しんを発症した児童生徒・職員が不適切な扱いを受けることのないよう十分な配慮も求められる。〔学校における麻しん対策ガイドライン—監修 文部科学省・厚生労働省から〕

麻しん（疑いも含む）発生時の対応について

◇ 「麻しんの疑い（麻しん）がある」と保護者や家庭から連絡があった場合、つぎのような対応を学校や関係機関が行います。

これは、今までに麻しんが発生した学校での事例を基に整理したものです。

1. 群馬県内公立学校における麻しん発生（疑いを含む）連絡ルート



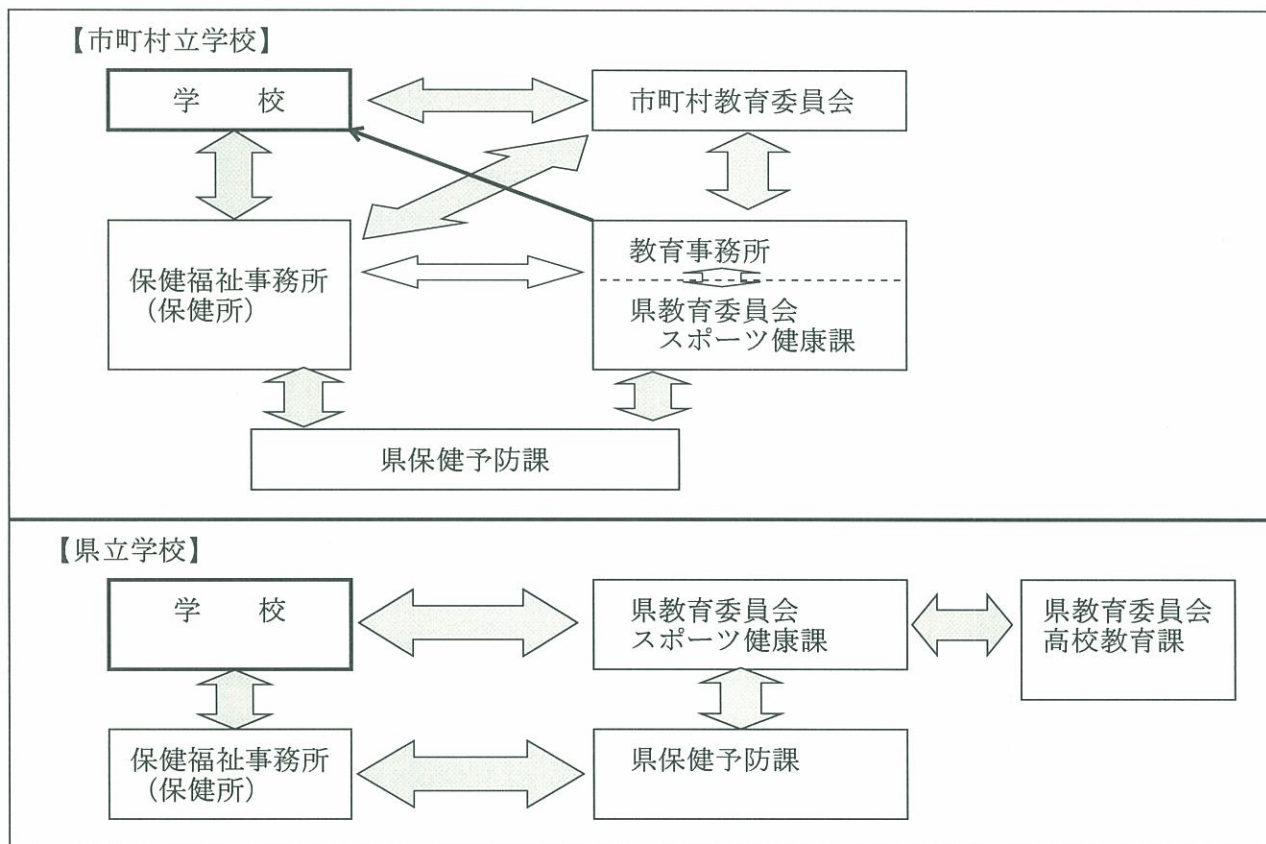
2. 学校と関係機関の対応について

学校は、教育委員会や保健福祉事務所（保健所）と情報を共有することが大切です。麻しん（疑いを含む）発生があった場合は、保健福祉事務所（保健所）の指導の基に対策がすすめられます。

市町村立学校と県立学校について、対応（関係）モデル図を示しました。

また、麻しん（疑いを含む）発生の連絡を受け、具体的に学校としてとる対応内容を第一段階から第四段階に分け、整理したので参考にしてください。

(1) 学校と関係機関との対応モデル図



(2) 学校の対応について

【第一段階】

- ① 麻しん（疑いを含む）発生情報を学校医に報告する。
- ② 教育委員会と保健福祉事務所（保健所）に所定用紙によりFAX等で報告する。
- ③ 校内の情報共有を図る。（情報の管理にも十分配慮すること）

【第二段階】

- ④ 保健福祉事務所が学校を訪問し、状況把握と今後の対応について相談するので、場所や出席者への連絡等を行う。また、関係の資料を用意する。

※出席者として

- ・管理職と養護教諭をはじめ、学校医等の関係者
- ・保健福祉事務所（保健所）担当者、教育委員会の担当者 等

- ⑤ 教職員に対して、今後の対応等の説明を行う。
- ⑥ 児童生徒への説明資料及び保護者あて通知等を用意する。

【第三段階】

- ⑦ 麻しん対策会議開催の準備を行う。(出席者への連絡、資料等準備)
 - ※学校関係者、PTA 会長（代表）、
 - ⑧ 麻しん対策会議を受け、学校としての方針を教職員や児童生徒及び保護者等に伝える。
 - ⑨ 保護者説明会の準備を行う。(状況に応じて開催する。)
 - ⑩ 第3期・第4期麻しん風しん定期予防接種未接種者への早期接種を指導する。
 - ※定期予防接種該当者以外は任意接種となること等も保護者への通知に入れ、理解を求め、感染予防の観点から勧める。
- ・感染拡大防止のため、臨時休業措置をとる場合は設置者との連絡相談を密に行うこと。

【第四段階】

- ・ 児童生徒及び教職員の麻しん罹患歴や予防接種の確認、現在の健康状況、麻しん発生状況に関する情報等について収集する。
- ・ 保健福祉事務所（保健所）や教育委員会等関係者と情報の共有化を図る。
(情報の管理については十分配慮すること。)
- ・ 児童生徒及び教職員への予防接種による感染予防への指導を行う。
- ・ 終息までの間の状況について整理しておく。

■ 年度初めや事前に行っておくこと

1. 麻しん風しん定期予防接種や罹患状況等を把握する。
 - ・保健調査等により、第2・3・4期の定期予防接種実施状況や麻しん罹患状況を確認する。
2. 麻しん風しん定期予防接種の勧奨を行う。
 - ・入学説明会やオリエンテーションなどを活用し、保護者や生徒への啓発を行う。
3. 麻しん（疑いを含む）発生時の校内協力体制を整備しておく。
 - (1) 情報の収集方法や共有する関係機関を確認しておくこと
 - (2) 保護者等に情報を提供する際の役割分担をしておくこと
 - (3) 学校の対応の検討や決定にあたっての確認事項等を確認しておくこと

教育委員会における対策（指導）について

1. 通知や研修等により、麻しんの周知と学校での対応についての指導を行う。
2. 各学校の麻しん風しん定期予防接種や罹患状況等を把握し、対策を検討するよう指導する。
 - ・各学校ごとに、児童生徒の麻疹予防接種未接種者を確認し、未接種者でまだ罹患していない等の子どもへの保護者等に対して、予防接種を受けるよう勧奨するよう指導する。
 - ・麻しん風しん定期予防接種で未接種者でかつ未罹患、不明の多い学校等に対しては具体的な取り組みについて指導を行う。

3. 麻疹発生（疑いを含む）を確認し、速やかな情報収集・情報提供と指導を行う。

【県教育委員会が関係機関等から連絡を受けた後の対応例】

①麻疹発生状況報告書の提出を確認する。

- ・市町村立学校：学校から市町村教育委員会に報告用紙によりFAXで一報する。
- ・県立学校：学校からスポーツ健康課に報告用紙によりFAXで一報する。
- ・私立学校：学事法制課に報告用紙によりFAXで一報する。
- ・国立学校：保健予防課に報告用紙によりFAXで一報する。

②FAX送信元（教育事務所、県立学校等）に電話により状況を確認する。

- ・居住地、年齢、受診医療機関、部活動、きょうだい関係等を確認する

③今後の対応について指導を行う。（県立学校に対しては学校訪問等により指導を行う。）

〔指導内容〕

- ・学校医に連絡し、指導助言を受ける。
- ・管轄保健福祉事務所に報告書をFAXする。（または、したことを確認する）
- ・2週間前からの欠席状況、健康観察表、保健室来室状況等が資料として必要になるので準備しておく。
- ・教職員に対して説明を行う。
（状況説明、麻疹の正しい理解と冷静な対応、情報管理の徹底、教職員の健康管理等）
- ・保護者に対し、麻疹の発生の説明と理解・協力、予防方法等について通知を出す。
- ・麻疹対策会議の準備を行う。

4. 保健福祉事務所や県教育委員会等（関係各課、教育事務所）、県医師会と連携した対応を行う。

【県立学校における麻疹発生時（疑いも含む）の対応例】

①県保健予防課との連携

- ・初発時は、スポーツ健康課に報告書がFAXで送付されたら担当者が連絡をし、関係保健福祉事務所に情報を確認してもらう。（情報伝達の漏れを防ぐ）
- ・スポーツ健康課が学校訪問により指導を行う際、保健予防課から管轄保健福祉事務所に連絡をしてもらい、一緒に指導ができるよう環境づくりに努めている。

②県教委関係各課、教育事務所との連携

- ・麻疹発生情報は、総務課、教育次長ほか関係各課などに情報提供を行う。
- ・小中学生や高校生が麻疹と診断（疑いを含む）された場合は、きょうだい感染し、さらにきょうだいを通う学校への感染が拡大することも想定されるので、教育事務所や学事法制課を通して情報提供を行っている。
- ・中体連事務局や高体連事務局に対して、県教育委員会から学校等へ発出した通知や部活動関係での麻疹発生等の情報を提供し、試合や合宿等の際の感染拡大防止に努めている。

③県医師会との連携

- ・学校医から学校等へ麻疹予防対策や予防接種の勧奨・接種などについて指導をいただくことから、県学校医会長等との情報交換を行う。

1. 関係者・関係機関への連絡

児童生徒の保護者あるいは職員から「麻しんまたは麻しんの疑い」と連絡を受けた場合は、以下の関係者・関係機関と迅速に連絡をとる。

- ・学校の設置者
- ・学校医等
- ・所管の保健所あるいは保健センター

2. 感染拡大防止対策

(1) 情報収集

- ①麻しんを発症した児童生徒・職員に関する情報（症状や発症日など）
- ②学校に在籍する児童生徒・職員の健康状態に関する情報
 - ・欠席者を把握し、その欠席理由として麻しんと診断されている者の有無を確認する。
 - ・欠席していなくても発熱、発しん、せき、鼻水、目の充血等、麻しんを疑わせる症状を有する者が他にいないかを把握する。
- ③当該児童生徒・職員の発症後、教室や体育館など閉鎖空間を共有した可能性がある児童生徒・職員の把握及びその健康状態に関する情報
- ④近隣地域での麻しん発症に関する情報
- ⑤在籍する児童生徒・職員の麻しんの免疫状態に関する情報
 - ・情報収集が不十分な場合には、至急、在籍する児童生徒・職員の麻しん罹患及び予防接種に関する情報を収集する。

(2) 児童生徒及び保護者への情報提供

当該学校に在籍する児童生徒及び保護者に対して、次の情報を提供する。

- ①当該学校の在籍者に麻しん患者が発生したこと（患者の発症日や立ち寄った場所についても把握し次第、提供する。）
- ②発症した児童生徒・職員と閉鎖的な空間を共有するなど感染の可能性がある児童生徒・職員は、登校・出勤時に検温を行う必要があること。
 - ・検温の結果、 37.5°C 以上の発熱を認めた場合は、麻しん発症の可能性があるので、理由を報告の上、学校を欠席し、医療機関を速やかに受診する必要があること
 - ・麻しんまたはその疑いがあるとされた場合、速やかにその事実を学校等に連絡すること（学校長は学校保健安全法に基づき、出席停止の措置をとることができる）
 - ・医療機関を受診する際には、電話であらかじめ学校内で麻しんが発生していること、あるいは、流行していることを伝え、待合室等で他の患者と一緒に待つことのないよう事前に受診の方法を確認してから受診すること
- ③必要に応じ、個々の児童生徒について、麻しんの罹患歴・予防接種歴に関する情報の提供を改めて求めることがあること
- ④患者との接触後3日以内であれば、免疫がない場合であっても予防接種により発症を予防できる可能性があること

- ⑤一般的なマスクの着用及び手洗い・うがいには、麻しんに対する感染予防効果が期待できないこと
- ⑥患者との接触後6日以内であれば、免疫がない場合であってもガンマグロブリン*の注射より発症を予防できる可能性があること

*麻しんの予防に用いるガンマグロブリンは、通常筋肉注射で投与され、投与量が多く、痛みも強い。発症を予防できる可能性はあるが、確実なものではない。(以下省略)

(3) 児童生徒の出席停止及び学校の閉鎖措置決定

学校長は、学校保健安全法に基づき、麻しんを発症した者に対して出席停止（解熱後3日を経過するまで）の措置をとるとともに、患者以外で発熱等の症状があり、麻しんが疑われる者についても学校医及び保健所等と相談し、出席停止の措置をとる必要がある。

また、学校の閉鎖については、収集した情報に基づき、学校の設置者が学校長及び学校医や保健所等と協議し決定する。

〈対策例〉

- 未接種・未罹患者への対応
- 学校において集団で行う行事の延期の検討
- 学校のクラブ活動等での対外試合への参加についての自粛または対策の検討
- 次の麻しん患者が発生した場合の対応の検討 等

(4) 嚴重監視期間に行う学校の具体的実施事項（学校を閉鎖しない場合）

- ①収集した情報を参考に、発生した患者の他に発症する可能性のある者を把握し、終息宣言までの間の学校運営について、学校の設置者、学校医及び保健所等都協議し、対策を立てる。
- ②発症した児童生徒・職員と閉鎖空間を共有するなど感染の可能性のある児童生徒・職員に対し、嚴重監視期間は、上記(2)②に示した情報提供を継続する。

(5) 職員への対応

上記、(2)、(3)に準ずる。

3. 終息宣言

1人目の麻しん患者発生以降、講じてきた対策を終了する時期を設定する。時期の設定にあたっては、学校内の麻しん新規患者発生が迅速かつ確実に把握されていることを前提とする。

【具体的な設定期間】

麻しんの潜伏期間は、約10～12日であること、麻しんと確定診断されるまでには、さらに数日間を要することから、「最後の麻しん患者と児童生徒及び職員との最終接触日から、4週間新たな麻しん患者の発生が見られていないこと」の要件がみたされたときに、麻しん集団発生の終息を考慮することとし、学校の設置者と学校長は学校医・保健所等と協議の上、終息宣言の時期を決定する。

県立学校における取組事例からみた成果と課題について

〔事例1〕前年度からスタートした麻しん定期予防接種の取組

- ・昨年度の3月中に学校としてのスケジュールを検討し、生徒に説明を行うとともに、保護者に対して学校長名で定期予防接種について通知を出した。
- ・4月からの定期予防接種が始まり、担任が機会を捉えて生徒への声かけを行った。また、保護者に対して、保護者総会等を利用して、センター試験前までに必要な予防接種を受けるよう説明したり、担任が保護者に電話等により定期予防接種の勧奨を行った。

〔事例2〕学校を定期予防接種会場として実施した取組

- ・学校がある地域の保健師から、麻しん定期予防接種100%を目指したいので協力してほしいとの相談が学校長にあり、学校を接種会場として提供することになった。
 - ・該当地区の居住している生徒を対象に昼休みの時間に麻しんの定期予防接種を行った。学校としては、会議室を提供したことと、接種後経過を見る必要があることから、午後の授業に体育を組まない等の配慮を行った。
- *該当地域に居住する生徒は全員定期予防接種を受けることができた。

〔事例3〕生徒同士の声かけによる取組

- ・担任がこまめに生徒への指導を行うほか、生徒同士が声を掛け合うことにより麻しんの定期予防接種を促進することができた。
- *10月までに接種率が93%になった。

1. 効果的な取組のポイント

- ・第4期の定期予防接種の重要性を生徒や保護者に説明すること
- ・学校医や地域保健部局、保健福祉事務所との協力体制づくりを行うこと
- ・生徒が定期予防接種を受けやすい環境づくりを関係者で検討し、前年度からスタートさせること

2. 検討課題として

- ・学校の特性や地域の事情を考慮し、学校を接種会場として提供した場合の関係機関との連携（複数の地域から登校しているので）
- ・生徒や保護者への啓発活動

4 学校での対応事例について

【事例1】部活動で練習試合後麻しんに数名が感染し、さらに対外試合で感染が拡大した例

- ・5月の連休中、県外遠征を行った運動部員4名が麻しんと診断された。
- ・学校長は学校医に相談し、その他の運動部員も麻しんに罹患している疑いがあることから部員全員を出席停止とし、感染拡大防止を行った。
- ・すでに、県大会がはじまっていたことから、県教育委員会、高体連等は該当部で参加した学校に連絡し、生徒と教職員の健康観察の徹底と発生時の対応について指導を行った。
- ・学校長は学校医と相談し、麻しんと診断された生徒以外の部員に対し、保護者の依頼と承諾を受け、翌日、希望者に対し学校医が麻しん予防接種を行った。

◇ 部員が濃厚接触していたため、学校長は学校医の指導を受け、早急に関係部員に対し、出席停止の指示をし、感染拡大を防ぐことができた。

【事例2】麻しん集団発生により学校閉鎖を行った例

- ・生徒数590人〔15学級〕
- ・平成20年1月28日（月）1名が麻しんと診断された。
- ・麻しん発生の連絡を受け、29日（火）に指導主事が学校訪問を行い、学校での対応について指導を行った。予防接種状況と罹患状況を母子手帳により再度確認するよう依頼した。
- ・31日には7名の生徒が麻しんと診断され、1週間で8名となった。
- ・急遽、31日に麻しん対策会議を開催し、関係職員、学校医、PTA役員、保健福祉事務所、県教育委員会が出席し、感染拡大防止のために臨時休業することが提案された。
- ・2月1日（金）から2月13日（水）まで臨時休業を行うこととなった。
- ・学校医の毅然とした指導とPTA会長はじめ役員らの支援、教職員の意見が一致したことにより、2月1日（金）に緊急保護者会を開催し、保護者に麻しん対策についての理解協力を求めた。
- ・学校が再度、麻しんの予防接種状況等を確認し、未接種者、1回のみ予防接種者等に対して予防接種の勧奨を行った。その結果をもとに休業中予防接種が受けやすい環境づくりを学校医・保健福祉事務所が中心となって行った。
- ・臨時休業中にまだ未接種の生徒と教職員は麻しんの予防接種などを行った。
- ・臨時休業中発症した生徒は7名で、2月28日までに全員が治癒した。

◇ 該当学校における対応は、学校医の指導とPTA、教職員の共通理解に加え、保健福祉事務所、郡医師会等の関係機関、県教育委員会との連携がうまくとれた。

5 参考資料

1 学校保健安全法等の関係法規（関係箇所の一部抜粋）

学校保健安全法（改正 平成20年6月18日法律第73号）

（学校保健に関する学校の設置者の責務）

第四条 学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び節の並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校保健計画の策定）

第五条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（保健室）

第七条 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

（健康相談）

第八条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

（保健指導）

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

（地域の医療機関等との連携）

第十条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

（就学時の健康診断）

第十一条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会^gは、学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断を行わなければならない。

第十二条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第十七条第一項に規定する義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。

（児童生徒等の健康診断）

第十三条 学校においては、毎学年定期的に、児童生徒等（通信による教育を受けている学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

二 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

第十四条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防措置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。
(職員の健康診断)

第十五条 学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

二 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。
第十六条 学校の設置者は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

(保健所との連携)

第十八条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連携するものとする。

第四節 感染症の予防

(出席停止)

第十九条 校長は、感染症にかかっており、罹っている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

(臨時休業)

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

(文部科学省への委任)

第二十一条 前二条（第十九条の規定に基づく政令を含む。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）その他感染症の予防に関して規定する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）に定めるもののほか、学校における感染症の予防に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

学校保健安全法施行令（改正 平成21年3月25日政令第53号）

(保健所と連携すべき場合)

第五条 法第十八条の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第十九条の規定による出席停止が行われた場合
- 二 法第二十条の規定による学校の休業を行った場合

(出席停止の指示)

第六条 校長は、法第十九条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の校旗課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあってはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあっては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

二 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、文部科学省令の基準による。

(出席停止の報告)

第七条 校長は、前条第一項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。

学校保健安全法施行規則（改正 平成21年3月31日文科科学省令第10号）

（事後措置）

第九条 学校においては、法第十三条第一項の健康診断を行ったときは、二十一日以内にその結果を幼児、児童又は生徒にあつては当該幼児、児童又は生徒及びその保護者（学校教育法（昭和二十二年法第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。）に、学生にあつては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第十四条の措置をとらなければならない。

- 一 疾病の予防処置を行うこと。
 - 二 必要な医療を受けるよう指示すること。
 - 三 必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。
 - 四 療養のため必要な期間学校において学習しないよう指導すること。
 - 五 特別支援学級への編入について指導及び助言をすること。
 - 六 学習又は運動・作業の軽減、停止、変更等を行うこと。
 - 七 修学旅行、対外運動競技等への参加を制限すること。
 - 八 机又は腰掛の調整、座席の変更及び学級の編成の適正を図ること。
 - 九 その他発育、健康状態等に応じて適当な保健指導を行うこと。
- 2 前項の場合において、結核の有無の検査の結果に基づく措置については、当該健康診断に当たった学校医その他の医師が別表第一に定める生活規制の面及び医療の面の区分を組み合わせることで決定する指導区分に基づいて、とるものとする。

（臨時の健康診断）

第十条 法第十三条第二項の健康診断は、次に掲げるような場合が必要があるときに、必要な検査の項目について行うものとする。

- 一 感染症又は食中毒の発生したとき。
- 二 風水害等により感染症の発生のおそれのあるとき。
- 三 夏季における休業日の直前又は直後
- 四 結核、寄生虫病その他の疾病の有無について検査を行う必要のあるとき。
- 五 卒業のとき。

（保健調査票）

第十一条 法第十三条の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、当該健康診断を行うに当たっては、小学校においては入学時及び必要と認めるとき、小学校以外の学校においては必要と認めるときに、あらかじめ児童生徒等の発育、健康状態等に関する調査を行うものとする。

（感染症の種類）

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る。次号及び第十九条第一項第二号イにおいて「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）
- 二 第二種 インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱及び結核

三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。

二 第二種の感染症(結核を除く。)にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。

イ インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)にあつては、解熱した後二日を経過するまで。

ロ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで。

ハ 麻しんにあつては、解熱した後三日を経過するまで。

ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺の腫脹が消失するまで。

ホ 風しんにあつては、発しんが消失するまで。

ヘ 水痘にあつては、すべての発しん痂皮化するまで。

ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。

三 結核及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

四 第一種若しくは第二種に感染症患者のある家に移住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

六 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

(出席停止の報告事項)

第二十条 令第七条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもってするものとする。

一 学校の名称

二 出席を停止させた理由及び期間

三 出席停止を指示した年月日

四 出席を停止させた児童生徒等の学年別人員数

五 その他参考となる事項

(感染症の予防に関する細目)

第二十一条 校長は、学校内において、感染症にかかっており、又はかかっている疑いがある児童生徒等を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第十九条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。

2 校長は、学校内に、感染症のウイルスに汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をするものとする。

3 学校においては、その附近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うものとする。

はしかにならない。 はしかにさせない。



保護者、教職員の皆様へ

群馬県教育委員会スポーツ健康課

- ❖ 麻しん（はしか）は感染する力がたいへん強い感染症です。
- ❖ 医学が進歩した現在でも、麻しん（はしか）を発症した場合には、死に至る危険性がある重大な疾患です。
- ❖ 自分が感染しないためだけでなく、周りの人に感染を広げないためにも予防接種は効果があります。

麻しん風しん混合ワクチン定期予防接種 第2期、第3期、第4期の対象者の生年月日別一覧

1. 【年度別 第2期該当者】 小学校入学前1年間の幼児

平成22年度	平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれ
平成23年度	平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれ
平成24年度	平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ

※第2期定期予防接種は平成24年度以降もあります。

2. 【年度別 第3期該当者】 中学校1年生相当の生徒

平成22年度	平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれ
平成23年度	平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれ
平成24年度	平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれ

※第3期定期予防接種は平成24年度までの措置で終了となります。

3. 【年度別 第4期該当者】 高校3年生相当の生徒

平成22年度	平成4年4月2日～平成5年4月1日生まれ
平成23年度	平成5年4月2日～平成6年4月1日生まれ
平成24年度	平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれ

※第4期定期予防接種は平成24年度までの措置で終了となります。

なぜ

麻しん風しん混合ワクチンを 2 回接種するの？

【理由 1】 1 回の予防接種で免疫がつかなかった人に免疫をつけるため
(数%つかない人がいると考えられます。)

【理由 2】 1 回の予防接種の後、時間の経過とともに免疫が減衰した場合、再度予防接種により免疫をつけるため

麻しん風しん混合ワクチン 定期予防接種の対象者は **たれ？**

- ❖ 定期予防接種は、予防接種法で定められている予防接種です。
- ❖ 麻しん風しんの予防接種は、平成 18 年 4 月から 2 回接種するように改正されました。
- ❖ 次の期間の人が該当します。

- ・ 第 1 期：1 歳児
- ・ 第 2 期：小学校入学前 1 年間の幼児
- 第 3 期：中学校 1 年生に相当する年齢の人
- 第 4 期：高校 3 年生に相当する年齢の人

【注意】 国は、平成 20 年度から平成 24 年度の 5 年間、第 3 期・第 4 期に該当する人を予防接種法で定める定期接種の対象者としてしました。

- ❖ 定期予防接種対象者は無料で受けることができます。

お住まいの市町村から必ず一人一人に「予診票(*)」が配られます。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

(*) 予診票の表記は市町村により多少異なる場合があります。(麻しん風しん予防接種予診票など)

麻しん風しん混合ワクチン 定期予防接種 **対象者以外の人**は・・・

- ❖ 定期予防接種の対象となっている人以外で、麻しん風しんの予防接種を受けたいと考えている場合は、かかりつけの医師に相談してください。
- ❖ 予防接種の費用として、一般に 1 万円～2 万円程度の費用がかかります。

参	国立感染症研究所ホームページ	http://idsc.nih.go.jp/disease/guideline/school_200805.pdf
考	文部科学省ホームページ スポーツ・青少年局学校健康教育課	http://www.mext.go.jp/a_menukenko/hoken/08032517.htm

保護者の皆様へ

小学校入学準備として、2回目のはしか（麻しん）・風しん定期予防接種を受けたかどうかを確認してください。第2期定期予防接種は、小学校入学前の1年間に受けることになっています。この時期を過ぎてしまうと定期予防接種として受けられなくなります。まだ、はしか（麻しん）・風しんの予防接種をそれぞれ2回受けていない場合は、かかりつけの医師等とよく相談して、平成23年3月31日までに受けましょう。

平成23年1月25日

群馬県教育委員会スポーツ健康課・群馬県健康福祉部保健予防課

平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれのお子さんは

平成22年度 **麻しん風しん**

第2期

(小学校入学前)

定期予防接種は済んでいますか！

「はしかにならない！はしかにさせない！」

そのために・・・ぜひ、お子様と一緒に読んでください。



ポイント1 はしか（麻しん）という感染症を理解してください！

- はしか（麻しん）はたいへん感染力の強い感染症です。
- 脳炎や肺炎などの合併症を起こし、命を落とすこともあります。



ポイント2 予防接種を受けることで、はしか（麻しん）は防げます！

- 小学校入学前の1年間（5～7歳未満）のお子さんは第2期定期予防接種に該当しています。
- ◎ 定期予防接種該当者は、**該当年のみ無料で**受けられます。



ポイント3 定期予防接種に関する問い合わせや相談は、お住まいの市町村担当部局やかかりつけの医師等に！

保護者の皆様へ

平成20年4月から5年間の期限付きで、はしか（麻しん）・風しんの定期予防接種対象が中学1年生年齢相当と高校3年生年齢相当の人に拡大されています。

平成23年度に中学校に入学するお子様はこの対象となります。定期予防接種の御案内は市町村から通知されますので、必ず確認し、定期予防接種を受けるようお勧めします。なお、定期予防接種に当たっては、かかりつけの医師等に御相談ください。

平成23年1月25日

群馬県教育委員会スポーツ健康課・群馬県健康福祉部保健予防課

平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれのお子さんは

平成23年度 **麻しん風しん**

第3期

(中学1年生相当)

定期予防接種の該当者です！

「はしかにならない！はしかにさせない！」

そのために・・・ぜひ、お子様と一緒に読んでください。



ポイント1 はしか（麻しん）という感染症を理解してください！

- はしか（麻しん）はたいへん感染力の強い感染症です。
- 脳炎や肺炎などの合併症を起こし、命を落とすこともあります。



ポイント2 予防接種を受けることで、はしか（麻しん）は防げます！

- 平成20年度から、中学1年生に相当する年齢の人は、はしか（麻しん）風しんの予防接種を受けることになりました。
- ◎ 定期予防接種該当者は、**該当年のみ無料で**受けられます。



ポイント3 定期予防接種に関する問い合わせや相談は、お住まいの市町村担当部局やかかりつけの医師等に！

- 定期予防接種の通知がお住まいの市町村から届いたらよくお読みください。

保護者・生徒の皆様へ

平成20年4月から5年間の期限付きで、はしか（麻しん）・風しんの定期予防接種対象が高校3年生年齢相当の人に拡大されています。

平成5年4月2日から平成6年4月1日生まれの生徒が対象となります。定期予防接種の御案内は市町村から通知されますので、必ず確認し、定期予防接種を受けるようお勧めします。なお、定期予防接種に当たっては、かかりつけの医師等に御相談ください。

平成23年1月25日

群馬県教育委員会スポーツ健康課・群馬県健康福祉部保健予防課

平成5年4月2日～平成6年4月1日生まれの生徒は 平成23年度 **麻しん風しん** **第4期** (高校3年生相当)

定期予防接種の該当者です！

「はしかにならない！はしかにさせない！」

そのために・・・一緒に読んでください。



ポイント1 はしか（麻しん）という感染症を理解してください！

- はしか（麻しん）はたいへん感染力の強い感染症です。
- 脳炎や肺炎などの合併症を起こし、命を落とすこともあります。



ポイント2 予防接種を受けることで、はしか（麻しん）は防げます！

- 平成20年度から、高校3年生に相当する年齢の人は、はしか（麻しん）風しんの予防接種を受けることになりました。
- ◎ 定期予防接種該当者は、**該当年のみ無料で**受けられます。



ポイント3 定期予防接種に関する問い合わせや相談は、お住まいの市町村担当部局やかかりつけの医師等に！

- 定期予防接種の通知がお住まいの市町村から届いたらよく読んでください。

(参考資料) 学校における麻疹(はしか)の感染予防について

1 麻疹(はしか)の症状について

発熱、咳、くしゃみなどの症状や特有な発疹の出る感染力の強い疾患です。肺炎、中耳炎、咽頭炎、脳炎などを併発することもあります。

病原体	麻疹ウイルス
潜伏期間	10日～12日
感染経路	感染力が最も強いのは、発疹前の咳の出始めた頃である。
症状	<p><前駆期> 感染後に潜伏期10～12日を経て発症する。38℃前後の発熱・倦怠感・結膜炎の症状(目が赤くなり、涙や目やにが多くなる)、くしゃみ、鼻水などの症状とともに発熱し、口内の頬粘膜にコプリック斑という特徴的な白い斑点がみられる。(人が一番うつしやすい時期)</p> <p><発疹期> 熱がいったん下がりかけ、再び高熱が出てきたときに赤い発疹が出る。 (発疹は、耳後部、頸部、前額部から出現し、翌日には顔面、体幹部、上腕部に及び四肢末端にまで及ぶ。) 赤い発疹が消えた後に褐色の色素沈着が残るのが特徴である。</p> <p><回復期> 発熱は発疹出現後3～4日持続し、通常7～9日の経過で回復する。</p>
登校基準	発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまでは出席停止とする。

◇ 麻疹は、学校において予防すべき感染症の第二種に分類されています。

* 第二種の感染症は、飛沫感染をする感染症で児童生徒等のり患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いものが分類されています。

2 予防方法について

- ・体調に異常があるとき(症状があるとき)は必ず医療機関で受診すること。
- ・麻疹(はしか)の予防方法としてワクチン接種が有効であるが、医療機関にまず相談すること。
- ・教職員については、必要に応じて予防接種を受けるなどの対応を行うこと。

3 留意事項について

(1) 麻疹(はしか)に感染した児童生徒等に兄弟、姉妹がいる場合には、主治医に相談するよう家庭に周知すること。

また、受診をする場合は、待機する場所について医療機関の指示を受けることが大切である。

(2) 麻疹(はしか)と診断された場合には、医師の指示に従って十分な休養と栄養をとるとともに、周囲の人に感染させないように症状が回復するまでは外出を控えるよう周知すること。

(3) 予防接種を受けていても、10歳～20歳代の場合は、予防接種で獲得した免疫力が落ちていく可能性があり、感染しやすい状況にある。

したがって、集団感染があった場合は、追加の予防接種が必要となる場合もあることを承知しておく。

4 相談窓口について

[平日] 管轄保健福祉事務所

5 そのほか

感染症情報については群馬県ホームページを参考にしてください。

<http://www.pref.gunma.jp/>

(児童生徒提出用カード)

麻疹の予防接種を受けられました！カード

保護者、生徒の皆様へ

今年度、7月以降に麻疹の予防接種を受けた後、このカードに必要事項を記入して、学校に提出してください。

麻疹の予防接種を受けた人数を把握するために協力をお願いします。

学 校 名	
学 年 ・ 組	
氏 名	

予防接種をした日にち	平成 年 月 日
------------	-------------------------

【予防接種を受けた記録について】

* 次の該当するものに○印を付けてください。

- ・ 母子手帳に予防接種を受けたことが記録してありますか。
または
- ・ 予防接種済証明書がありますか。

* 学校確認欄

--

麻しんの予防接種などのようすについて（個人記入用紙）

中学1年生

保護者の皆様へのお願い

- ・今年度、麻しんゼロ！をめざして国や県の対策が始まりました。
- ・子どもさんが「麻しんにかかったことがあるか？」や「麻しんの予防接種を受けたことがあるか？」についてうかがいます。
- ・お手数をおかけしますが、記入するときには**母子手帳を見ながら**教えてください。
なお、母子手帳がお手元がない場合は、分かる範囲でお答えください。

学年・組		生年月日	平成 年 月 日生（才）
氏名			

お子さんのことについて、次の1～2の質問にお答えください。該当するものに○をつけてください。また、「はい」と回答した人は*印の質問にもお答えください。

1. 今まで（平成 年3月31日まで）に麻しん（はしか）の予防接種を受けていますか？

①はい ※	②いいえ	③わからない	④身体的理由から 接種してない
----------	------	--------	--------------------

*「①はい」と回答した人は、今までに予防接種をした回数ごとに接種した年を記入してください。

■ 母子手帳で確認するとき・・・

母子手帳には、「麻しんの欄」に記入または接種日にちの判が押されています。

また、母子手帳や予防接種済証明書に予防接種をした日と次のようなアルファベットが記入されている場合もあります。

- M（麻しん単体ワクチン）
- MR（麻しん・風しん混合ワクチン）
- MMR（麻しん・耳下腺炎・風しん混合ワクチン）

回数	(接種した年)
1回目	平成 年 月
2回目	平成 年 月
3回目	平成 年 月

2. 今までに麻しん（はしか）にかかったことがありますか？

（記入する時点までの間にかかったことがありますか。）

①はい	②いいえ	③わからない
-----	------	--------

3. 今年度（平成 年4月1日以降に）、麻しん（はしか）の予防接種を受けましたか。

①はい	②いいえ
-----	------

*「はい」と回答したした場合、予防接種をした月の欄に○印をつけてください。

4月	5月	6月

* 予防接種を受けた記録で確認してください。

該当する確認方法に○印をつけてください。

【確認方法について】

- ・ 母子手帳に記入または接種した日にちの判がある。
- ・ 予防接種済証明書がある。

麻しんの予防接種などのようすについて（個人記入用紙）

高校3年生

保護者の皆様へのお願い

- ・今年度、麻しんゼロ！をめざして国や県の対策が始まりました。
- ・子どもさんが「麻しんにかかったことがあるか？」や「麻しんの予防接種を受けたことがあるか？」についてうかがいます。
- ・お手数をおかけしますが、記入するときには母子手帳を見ながら教えてください。
なお、母子手帳がお手元にならない場合は、分かる範囲でお答えください。

学年・組		生年月日	平成	年	月	日生（才）
氏名						

お子さんのことについて、次の1～2の質問にお答えください。該当するものに○をつけてください。また、「はい」と回答した人は*印の質問にもお答えください。

1. 今まで（平成 年3月31日まで）に麻しん（はしか）の予防接種を受けていますか？

①はい ※	②いいえ	③わからない	④身体的理由から 接種してない
----------	------	--------	--------------------

*「①はい」と回答した人は、今までに予防接種をした回数ごとに接種した年を記入してください。

■ 母子手帳で確認するとき・・・

母子手帳には、「麻しんの欄」に記入または接種日にちの判が押されています。

また、母子手帳や予防接種済証明書に予防接種をした日と次のようなアルファベットが記入されている場合もあります。

- M（麻しん単体ワクチン）
- MR（麻しん・風しん混合ワクチン）
- MMR（麻しん・耳下腺炎・風しん混合ワクチン）

回数	(接種した年)
1回目	平成 年 月
2回目	平成 年 月
3回目	平成 年 月

2. 今までに麻しん（はしか）にかかったことがありますか？

（記入する時点までの間にかかったことがありますか。）

①はい	②いいえ	③わからない
-----	------	--------

3. 今年度（平成 年4月1日以降に）、麻しん（はしか）の予防接種を受けましたか。

①はい	②いいえ
-----	------

*「はい」と回答したした場合、予防接種をした月の欄に○印をつけてください。

4月	5月	6月

*予防接種を受けた記録で確認してください。

該当する確認方法に○印をつけてください。

【確認方法について】

- ・母子手帳に記入または接種した日にちの判がある。
- ・予防接種済証明書がある。

麻しんの予防接種などのようすについて（個人記入用紙）

保護者の皆様へのお願い

- ・今年度、麻しんゼロ！をめざして国や県の対策が始まりました。
- ・子どもさんが「麻しんにかかったことがあるか？」や「麻しんの予防接種を受けたことがあるか？」についてうかがいます。
- ・お手数をおかけしますが、記入するときには母子手帳を見ながら答えてください。
なお、母子手帳がお手元にならない場合は、分かる範囲でお答えください。

学年・組		生年月日	平成	年	月	日生（才）
氏名						

お子さんのことについて、次の1～2の質問にお答えください。該当するものに○をつけてください。

また、「はい」と回答した人は*印の質問にもお答えください。

1. 今まで（平成 年3月31日まで）に麻しん（はしか）の予防接種を受けていますか？

①はい ※	②いいえ	③わからない	④身体的理由から 接種してない
----------	------	--------	--------------------

*「①はい」と回答した人は、今までに予防接種をした回数ごとに接種した年を記入してください。

■ 母子手帳で確認するとき・・・

母子手帳には、「麻しんの欄」に記入または接種日にちの判が押されています。

また、母子手帳や予防接種済証明書に予防接種をした日と次のようなアルファベットが記入されている場合もあります。

- M（麻しん単体ワクチン）
- MR（麻しん・風しん混合ワクチン）
- MMR（麻しん・耳下腺炎・風しん混合ワクチン）

回数	（接種した年）		
1回目	平成	年	月
2回目	平成	年	月
3回目	平成	年	月

2. 今までに麻しん（はしか）にかかったことがありますか？

（記入する時点までの間にかかったことがありますか。）

①はい	②いいえ	③わからない
-----	------	--------

3. 今年度（平成 年4月1日以降に）、麻しん（はしか）の予防接種を受けましたか。

①はい	②いいえ
-----	------

*「はい」と回答したした場合、予防接種をした月の欄に○印をつけてください。

4月	5月	6月

各県立学校長 様

スポーツ健康課長 金子 博

平成22年度学校における麻しん対策について（通知）

昨年度、各学校で麻しん対策に取り組んでいただき、ありがとうございました。

今年度も麻しん対策を推進していくにあたり、関係機関と連携を図るとともに、教職員の共通理解のもと、児童生徒及び保護者への啓発や予防接種を受けやすい環境づくり等についてよろしくお願いいたします。

つきましては、下記により、第3期・第4期該当生徒への麻しん予防接種勧奨リーフレットの配付、第3期・第4期麻しん風しん定期予防接種状況調査等への協力をお願いいたします。

記

1. 麻しん予防接種勧奨リーフレットの配付について

(1) 第3期（中学1年年齢相当の生徒）該当生徒分

＊中等教育学校、特別支援学校中学部

(2) 第4期（高校3年年齢相当の生徒）

＊高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部

・リーフレットは下記（文部科学省ホームページ）からもダウンロードできますので、御活用ください。

文部科学省ホームページ（掲載URL）

URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/index.htm

） 別途、必要枚数を
送付します。

2. 平成22年度麻しん風しん定期予防接種状況調査

(1) 提出用紙について

・別紙1 第3期 平成22年度麻しん風しん定期予防接種状況調査（エクセル形式）

・別紙2 第4期 平成22年度麻しん風しん定期予防接種状況調査（エクセル形式）

＊計算式が組み込んであります。

(2) 提出期日について

・3ヶ月分を別紙にまとめて提出してください。

提出期日	①4月～6月	②7月～9月	③10月～12月	④1月～3月
県立学校等	7月16日	10月15日	1月21日	3月31日

(3) 提出先 県教育委員会スポーツ健康課 学校保健係（担当 高橋）

(4) 提出方法 メール

＊メール件名への記載：（学校番号・学校名）麻しん定期予防接種状況①〔回数〕

3. 麻しん（はしか）発生状況報告書（別紙1）について

学校において「麻しん（疑いを含む）」と診断された患者の発生と、それに伴う施設閉鎖があった場合、速やかに管轄保健福祉事務所と教育委員会にFAXで送付してください。 ＊報告書（一太郎形式）

4. 参考資料 県教委スポーツ健康課作成「はしかにならない。はしかにさせない。」（一太郎形式）

（ 担当：学校保健係 高橋
電話：027-226-4707
FAX：027-224-8780
Email：taka-k@pref.gunma.jp ）

(公印省略)
ス健第553-1号
平成22年4月21日

各市町村教育委員会学校保健主管課長
利根沼田学校組合教育委員会学校保健主管課長 } 様

群馬県教育委員会事務局
スポーツ健康課長 金子 博

平成22年度学校における麻しん対策について（通知）

昨年度、各学校で麻しん対策に取り組んでいただき、ありがとうございました。
今年度も麻しん対策を推進していくにあたり、関係機関と連携を図るとともに、教職員の共通理解のもと、児童生徒及び保護者への啓発や予防接種を受けやすい環境づくり等について各学校への御指導をよろしくお願いいたします。
つきましては、下記により、貴管下学校に対して、第3期・第4期該当生徒への麻しん予防接種勧奨リーフレットの配付、第3期・第4期麻しん風しん定期予防接種状況調査等への協力をお願いいたします。

記

- 麻しん予防接種勧奨リーフレット（文部科学省・厚生労働省）の配付について
配布対象：中学校1年生、中等教育学校1年生、特別支援学校中学部1年生
高等学校3年生、特別支援学校高等部3年生
*各市町村教育委員会に直送されていますので確認してください。
・リーフレットは下記（文部科学省ホームページ）からもダウンロードできますので、御活用ください。
文部科学省ホームページ（掲載URL）
URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/index.htm
 - 平成22年度麻しん風しん定期予防接種状況調査
 - 提出用紙について
・別紙1 第3期 平成22年度麻しん風しん定期予防接種状況調査（エクセル形式）
・別紙2 第4期 平成22年度麻しん風しん定期予防接種状況調査（エクセル形式）
*計算式が組み込んであります。
 - 提出期日について
・3ヶ月分ごとに別紙に記入し提出してください。
- | 提出先 | ①4月～6月分 | ②7月～9月分 | ③10月～12月分 | ④1月～3月分 |
|----------|---------|---------|-----------|---------|
| 学校→市町村教委 | 7月16日 | 10月15日 | 1月21日 | 3月31日 |
| 教委→教育事務所 | 7月30日 | 10月29日 | 2月4日 | 4月13日 |
- 提出先 管轄教育事務所（学校保健担当指導主事）
 - 提出方法 メール
*メール件名への記載：（市町村名）麻しん定期予防接種状況①〔回数〕
- 麻しん（はしか）発生状況報告書（別紙1）について
学校において「麻しん（疑いを含む。）」と診断された患者の発生と、それに伴う施設閉鎖があった場合、速やかに管轄保健福祉事務所と教育委員会にFAXで送付してください。 *報告書（一太郎形式）
 - 参考資料 県教委スポーツ健康課作成「はしかにならない。はしかにさせない。」（一太郎形式）

担当：学校保健係 高橋
電話：027-226-4707
FAX：027-224-8780
Email：taka-k@pref.gunma.jp

ス健第553-1号
平成22年4月21日

各教育事務所長 様

スポーツ健康課長 金子 博

平成22年度学校における麻しん対策について（通知）

昨年度、各学校で麻しん対策への御指導、ありがとうございました。

今年度も麻しん対策を推進していくにあたり、関係機関と連携を図るとともに、教職員の共通理解のもと、児童生徒及び保護者への啓発や予防接種を受けやすい環境づくり等について御指導よろしくお願いいたします。

つきましては、別添写しのとおり各市町村教育委員会学校保健主管課長あて通知しましたので、承知の上、指導願います。

また、市町村教育委員会から提出された「平成22年度麻しん風しん定期予防接種状況調査」を取りまとめの上、下記により県教育委員会スポーツ健康課あてにお送りください。

なお、麻しん（はしか）発生状況報告書が提出された際には、速やかに情報提供をお願いいたします。

記

1. 平成22年度麻しん風しん定期予防接種状況調査

(1) 提出用紙について

- ・第3期 平成22年度麻しん風しん定期予防接種状況調査集約データ（エクセル形式）
- ・第4期 平成22年度麻しん風しん定期予防接種状況調査データ（エクセル形式）

(2) 提出期日について

- ・3ヶ月分ごとに集約し、データでお送りください。

提出先	① 4月～6月分	② 7月～9月分	③ 10月～12月分	④ 1月～3月分
教委→教育事務所	7月30日	10月29日	2月4日	4月13日
教育事務所→県教委	8月13日	11月30日	2月18日	4月27日

(3) 提出方法 メール

担当：学校保健係 高橋
電話：027-226-4707
FAX：027-224-8780
Email：taka-k@pref.gunma.jp

別紙1 麻しん（はしか）発生状況報告書【患者報告および施設閉鎖報告用紙】

学校・施設等において「麻しん（疑いを含む）」と診断された患者の発生およびそれに伴う施設閉鎖があった場合には、下記の欄に記入の上、最寄りの保健福祉事務所（保健所）と管轄教育委員会に本書をFAXで送付してください。（送付書は不要です。）
*不明な点は、保健福祉事務所に問い合わせてください。

送付日時	平成 年 月 日 ()	時間	
送付先	保健福祉事務所（保健所）感染症担当者あて		
	教育委員会 / 県）学事法制課 担当者あて		

平成 年 月 日 現在の状況			
学校（園）名	記入者	職名	
学校（園）長名		氏名	
所在地			
電話番号	FAX番号		

■麻しん（はしか）患者発生報告

*「麻しん（疑いを含む）」と診断された園児・児童・生徒・教職員が1人でもいる場合は報告してください。

	該当する学年・組	在籍者数 (人)	総欠席者数 (人)	総欠席者の内、麻しんによる欠席者数 (人)	「麻しん」による新規欠席者数 (人)	備考
発生状況						

確認欄： 学校医への報告 （報告が済んでいる場合は□の中にチェック印を付けてください。）

■麻しん（はしか）による閉鎖措置報告

閉鎖期間	状況	今回初めて・2回目以降				
	種類	学校閉鎖（休校）・学年閉鎖・学級閉鎖				
該当する学年・組	在籍者数 A (人)	総欠席者数 B (人)	「麻しん」の患者数 C (人)			閉鎖期間
			総欠席者の内、麻しんによる欠席者数 ①	「麻しん」の有症（り患）登校者数 ②	「麻しん」の患者数 ①+②	
閉鎖状況						/ ~ /

確認欄： 学校医への報告 （報告が済んでいる場合は□の中にチェック印を付けてください。）

【閉鎖報告時の注意点】

1. 在籍者数 A、総欠席者数 B、「麻しん」の患者数 C の欄への記入について
 - (1) 学級閉鎖を行った場合、閉鎖される直前の学級の欠席者・患者数等を記入する。
 - (2) 学年閉鎖を行った場合、閉鎖される直前の学年の欠席者・患者数等を記入する。
 - (3) 学校閉鎖（休校）を行った場合、学校閉鎖（休校）となる直前の学校の欠席者・患者数等を記入する。
2. 「麻しん」の患者数 C は、欠席者数①+有症（り患）登校者数②を含めて計上する。
3. この報告対象は、麻しんであり、報告前に他の疾患と判明した場合は含まない。

「麻疹」「風疹」（疑いを含む）で出席停止になった児童生徒が出たシステム上の場合の対応

学校は所管の教育委員会に情報を伝えた後、感染症情報収集システムの入力については、以下のようにお願いします。

- (1) 「出席停止／疾患登録」 ボタンを押す。
 - ・【疾患による出席停止・欠席・登校の別】：「出席停止」をマーク
 - ・【理由】：「風疹」を選択
 - ・【疾患により登録する児童（生徒）の学年別人数】：年組を選択、人数を入力
- 確認**ボタンを押す

- (2) 以下のような表示が出るが、**続行する** ボタンを押す。

(3) **登録** ボタンを押す。

●出席停止報告確認画面

2014年 12月 01日

疾患による出席停止・欠席・登校の別	出席停止
出席を停止させた理由および期間 (疾患による欠席・登校の理由)	理由: 風疹 期間:
予定終了年月日	2014年 12月 4日
疾患により登録する児童(生徒)の 学年別人数	1年 1組 1名
学校区の意見	
今後の措置	
その他	

※登録ボタンを押さないとデータは登録されません。必ず登録ボタンを押してください

登録 修正

- (4) 後日、**検査結果が出て、「風疹の疑い」**で出席停止の登録に変える場合、
- ①出席停止を登録した日を選択。「作成済：風疹」を選択し、**再表示**ボタンを押す。
 - ②**登録** ボタンを押す。

施設名: 学校

●出席停止報告入力画面 出席停止の状況

本日の出席停止の人数調整は「欠席者入力画面」にて行ってください

月報作成

前日 2014年 12月 1日 当日

新規/作成済みの修正 **作成済：風疹** 再表示

※日付あるいは疾患を選択した場合はこのボタンを押して下さい

- (5) 表下の、**疑いに変更・削除**ボタンを押す。

疾患による出席停止・欠席・登校の別	出席停止 理由: 風疹
出席を停止させた理由および期間 (疾患による欠席・登校の理由)	感染性胃腸炎は流行性嘔吐下痢症を含みます [その他感染症]を選択した場合は理由を↓こちらに記入(自由記入)
予定終了年月日	期間:(自由記入)
疾患により登録する児童(生徒)の 学年別人数	2014年 12月 4日 未定であれば特に調整不要です (この期間自動的に計上されますが、欠席者入力画面で調整できます)
学校区の意見 (自由記入)	1年 1組 1名 ※疾患により登録する 人数を入力して下さい。 在籍者数を入力しない ようお願いします。
今後の措置 (自由記入)	入力欄の追加
その他 (自由記入)	<input type="checkbox"/> 氏名記載欄に「別紙名簿の通り」と記載し、別途名簿を用意

本日の出席停止の人数調整は「欠席者入力画面」にて行ってください

修正登録 **疑いに変更・削除**

(6) 疑いに変更するか又は削除ボタンを押す。

感染症情報収集システム

施設名: 学校

●出席停止報告確認画面

12/1入力分の風疹を**風疹(疑い)**に変更しますか？
 変更せずに削除する場合は「削除する」を選択して下さい。
 12/1入力分の風疹を変更または削除した場合、教育委員会・保健所等にメール通知が行われます。

疑いに変更する 削除する

削除キャンセル

(7) 以下のような表示が出れば終了。「風疹（疑い）」で登録されます。「削除」した場合は、登録した情報が削除されます。

感染症情報収集システム

施設名: 学校

●出席停止情報

出席停止情報を更新しました

登録画面

ページTOPへ

(8) ちなみに、月報では以下のようになっています。「削除」した場合は、月報はありません。

出席停止報告書

学校保健安全法第19条により出席停止を指示したので、同令第7条及び規則第20条により報告します。

	学年(組・科)	氏名または人数	出席停止の理由	出席停止期間	出席停止を指示した日付
1	1年1組		風疹(疑い)	平成26年12月1日 ~ 平成26年12月4日	平成26年12月1日
2				~	

群馬県臨時休業様式への追加記載事項について

臨時休業を行う場合、インフルエンザ様疾患発生状況報告書の作成をお願いしております。インフルエンザの型等状況を把握するため、下の2つの部分について入力するよう学校への御指導をお願いします。

【流れ】

- ①「欠席者入力／臨時休業登録」ボタンから臨時休業の登録する
 - ②「臨時休業印刷」ボタンから追加記載事項を入力する
 - 措置状況：今年度9月以降の学校の状況で、「今回はじめての措置」か「二回目以降の措置」かチェックをしてください。
 - 迅速診断キット：「A型」か「B型」が出席停止者全員でなくとも、学校で把握している範囲（傾向）でチェックをしてください。
- ※それ以外の欄については可能な範囲でご記入いただければと思います。

感染症情報収集システム



施設名： 小学校

<< 前日 閉鎖の初日： 2013 年 1 月 16 日 翌日 >>

再表示 ※日付・施設・疾患を変更した場合はこのボタンを押して下さい

■群馬県臨時休業様式への追加記載事項については以下にて入力してください

措置状況	記入者の職名	検体採取	<input type="text"/>	更新
		登録医師名	<input type="text"/>	
		医療機関名	<input type="text"/>	
<input type="radio"/> 今回はじめての措置 <input type="radio"/> 二回目以降の措置		医療機関住所・番付	<input type="text"/>	
		迅速診断キット	<input type="checkbox"/> A型 <input type="checkbox"/> B型	

現在報告されている閉鎖情報はありません

（記載方法）

1. 「報告月日」欄は、保健所に報告があった月日を記載する
2. 「所属報告者」欄は、施設の報告者の名前を記載する
3. 「所在地」は、番地まで記載する
4. 左側の「在籍」欄は、施設全体の人数を記載する
5. 右側の「在籍」欄は、学級閉鎖の場合は該当学級の人数、学年閉鎖の場合は該当学年の人数を記載する
6. 主要症状の「発熱」欄には、必ず温度を記載する
7. 備考欄には、次の内容を記載する
 - (1) 1学年が1学級の場合は「1学年1学級」と記載する
 - (2) 同じ施設で2回以上報告があった場合、2回目以降は必ず「再」と記載する